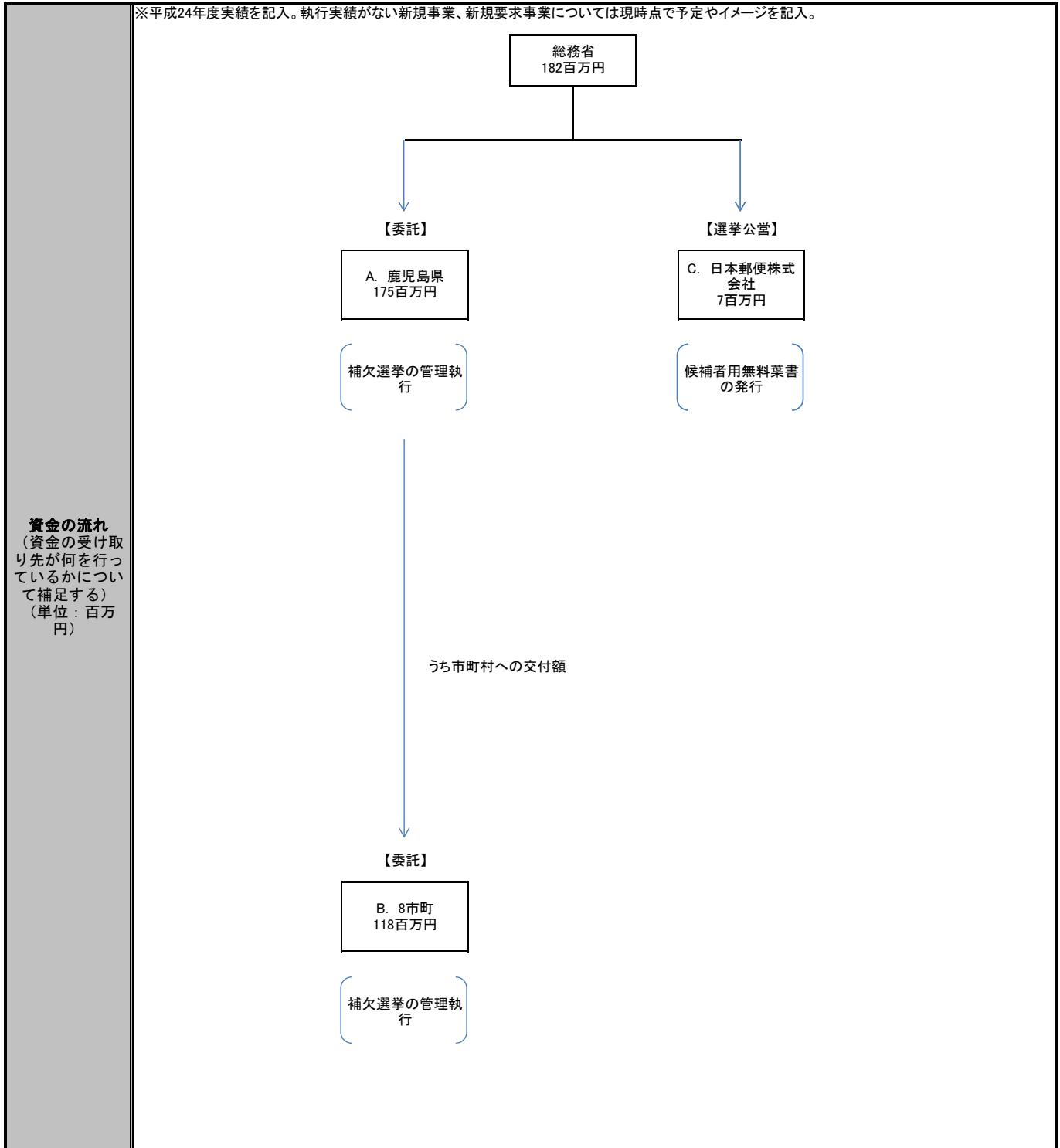


平成25年行政事業レビューシート (総務省)

事業名	鹿児島県第3区選出の衆議院議員の補欠選挙に必要な経費		担当部局庁	自治行政局選挙部		作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	平成24年度		担当課室	管理課		課長 笠井 敦	
会計区分	一般会計		政策・施策名	III 選挙制度等の適切な運用			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	-地方財政法第10条の4 -公職選挙法第142条、第176条及び第263条 -国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律等		関係する計画、通知等	-			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	鹿児島県第3区選出の衆議院議員補欠選挙の管理執行						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	鹿児島県第3区選出の衆議院議員に1名の欠員が生じたため、公職選挙法第33条の2及び第113条の規定により、平成24年10月28日に補欠選挙を行った。 国政選挙に必要な経費については、地方財政法及び公職選挙法により国が全額負担することとされており、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(以下「執行経費基準法」という。)等に基づき、その投票及び開票等の事務並びに公営制度等選挙の管理執行を行うために必要な経費として執行委託費を鹿児島県及び県内関係市町に交付するもの。また、公職選挙法に基づき、日本郵便株式会社及び各交通事業者等に対し、候補者が選挙運動で使用する選挙運動用無料葉書及び無料乗車券の使用実績に応じた請求額を交付するもの。						
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・ 執行額 (単位:百万円)		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
	当初予算	0	0	0	0	0	
	補正予算	0	0	0	0		
	繰越し等	0	0	260	0		
	計	0	0	260	0	0	
	執行額	-	-	182			
執行率 (%)	-	-	70.0%				
成果目標及び成 果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)
	本事業は、法律に基づき、欠員が生じた衆議院議員の選挙の管理執行を行うものであるため、定量的な成果目標を示すことは困難。		成果実績	-	-	-	-
活動指標及び活 動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	本事業は、法律に基づき、欠員が生じた衆議院議員の選挙の管理執行を行うものであるため、定量的な活動指標を示すことは困難。		活動実績 (当初見込み)	-	-	-	-
単位当たり コスト	算出困難なため、未記載		算出根拠	-			
平成 25・ 26年度 予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由			
	計						

事業所管部局による点検							
	項目	評価	評価に関する説明				
国 必 要 投 入 性 の	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	—	国政選挙に必要な経費については、地方財政法及び公職選挙法により国が全額負担することとされている。				
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	執行経費基準法により、交付の規定が定められ、また、同法及び公職選挙法により選挙管理費用の種目が定められており、法に則した執行がされている。				
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	—					
事業 の 効 率 性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	—	執行経費基準法により、交付の規定が定められ、また、同法及び公職選挙法により選挙管理費用の種目が定められており、法に則した執行がされている。				
	受益者との負担関係は妥当であるか。	—					
	単位当たりコストの水準は妥当か。	—					
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	○					
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○					
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	—	—					
事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	—						
活動実績は見込みに見合ったものであるか。	—						
整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	—	—					
重複 排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	—					
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名				
点 検 結果	国政選挙は、地方財政法及び公職選挙法の規定に基づき、国がその経費を全額負担することとされており、当該経費に係る基準は、執行経費基準法により定められている。 執行経費基準法は、先進的な取組を行っている選挙管理委員会の選挙の執行実態等を踏まえ、選挙の効率的な執行を目指すものとして基準額を引き下げる改正法案を第176回国会に再提出(第174回国会に提出・審議未了廃案)したところであるが、第181回国会まで継続審議となり、平成24年11月16日の衆議院解散に伴い審議未了により廃案となった。改正法案が廃案となつたため、鹿児島県第3区選出の衆議院議員の補欠選挙は改正前の執行経費基準法の下で執行されたが、鹿児島県及び県内関係市町の選挙管理委員会に対し、出来る限り効率的な選挙執行に努め、経費節減を図るよう要請を行つた。 今後の国政選挙の効率的な執行に向け、執行経費基準法の改正法案を第183回国会に再提出し、平成25年4月5日成立、同月10日に交付・施行された。						
外部有識者の所見							
行政事業レビュー推進チームの所見							
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況							
備考							
関連する過去のレビューシートの事業番号							
平成22年	-	平成23年	-	平成24年			

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



A. 鹿児島県			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
公営費	新聞広告、政見放送、ポスター作成等公営費	44			
選挙公報発行費	選挙公報の印刷費等	1			
その他	県の選挙事務全般の事務費等(他の費目に属するものを除く)	12			
	市町への交付額	118			
計		175	計		0
B. 薩摩川内市			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
投票所経費	投票所に係る人件費等	9			
ポスター掲示場費	掲示場の設置撤去	6			
期日前投票所経費	期日前投票所に係る人件費等	3			
選挙公報発行費	選挙公報の配布費等	3			
開票所経費	開票所に係る人件費等	2			
その他	市の選挙事務全般の事務費等(他の費目に属するものを除く)	2			
計		25	計		0
C. 日本郵便株式会社			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
その他	候補者用無料葉書の発行	7			
計		7	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A. 鹿児島県

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	鹿児島県	補欠選挙の管理執行	175	-	-

B. 8市町

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	薩摩川内市	補欠選挙の管理執行	25	-	-
2	日置市	補欠選挙の管理執行	20	-	-
3	南さつま市	補欠選挙の管理執行	16	-	-
4	さつま町	補欠選挙の管理執行	12	-	-
5	南九州市	補欠選挙の管理執行	12	-	-
6	鹿児島市	補欠選挙の管理執行	12	-	-
7	いちき串木野市	補欠選挙の管理執行	11	-	-
8	枕崎市	補欠選挙の管理執行	10	-	-

C. 日本郵便株式会社

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額	入札者数	落札率
1	日本郵便株式会社	候補者用無料葉書の発行	7	-	-